

水道料金特例措置の終了について

資料 1

1. 水道料金特例措置の経緯について

(1) 平成21年度に水道料金特例措置を導入したときの考え方（平成22年度～24年度）

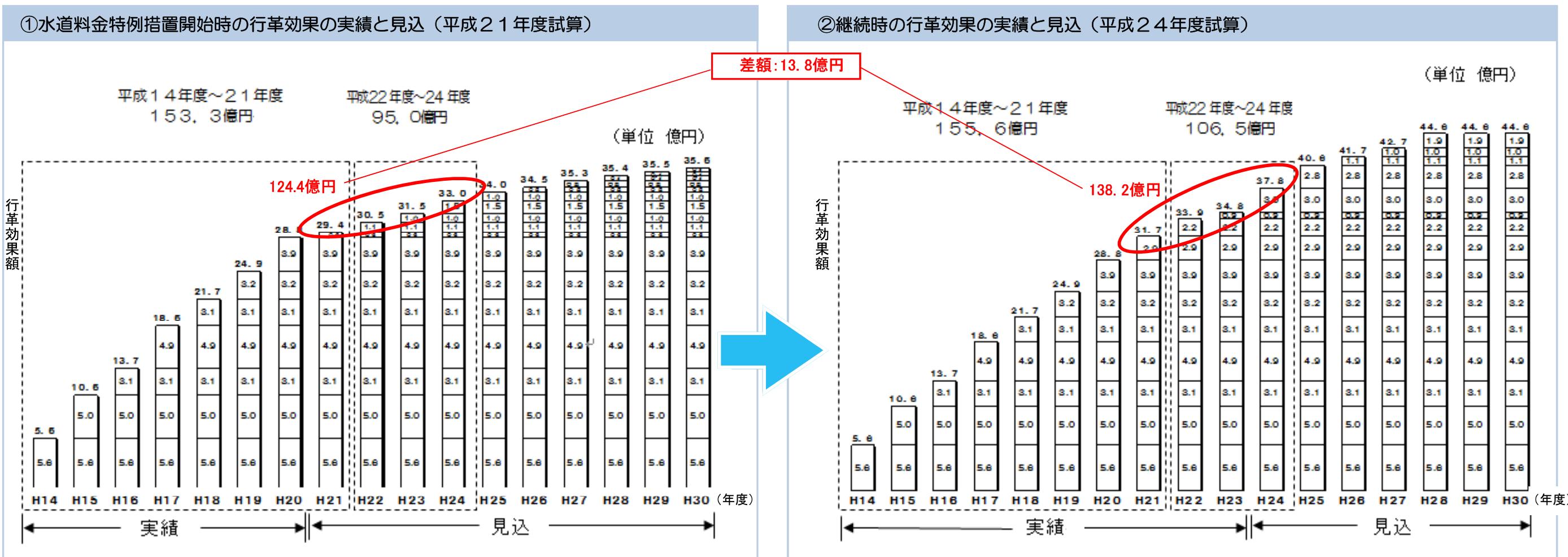
- ・川崎市水道条例の改正により時限措置を規定

【水道料金特例措置の考え方】

これまで上下水道局では、職員数の削減や職員給与の見直し、その他経営改善に向けた行財政改革の取組を推進しており、その効果については、水道施設の更新・耐震化（安定給水の確保）等に充当し、なお余る13億円分は水道料金特例措置（水道料金の50円還元）に充当することによって市民へ還元することとする。

(2) 平成24年度に水道料金特例措置を継続したときの考え方（平成25年度～27年度）

- ・川崎市水道条例の改正により時限措置を規定



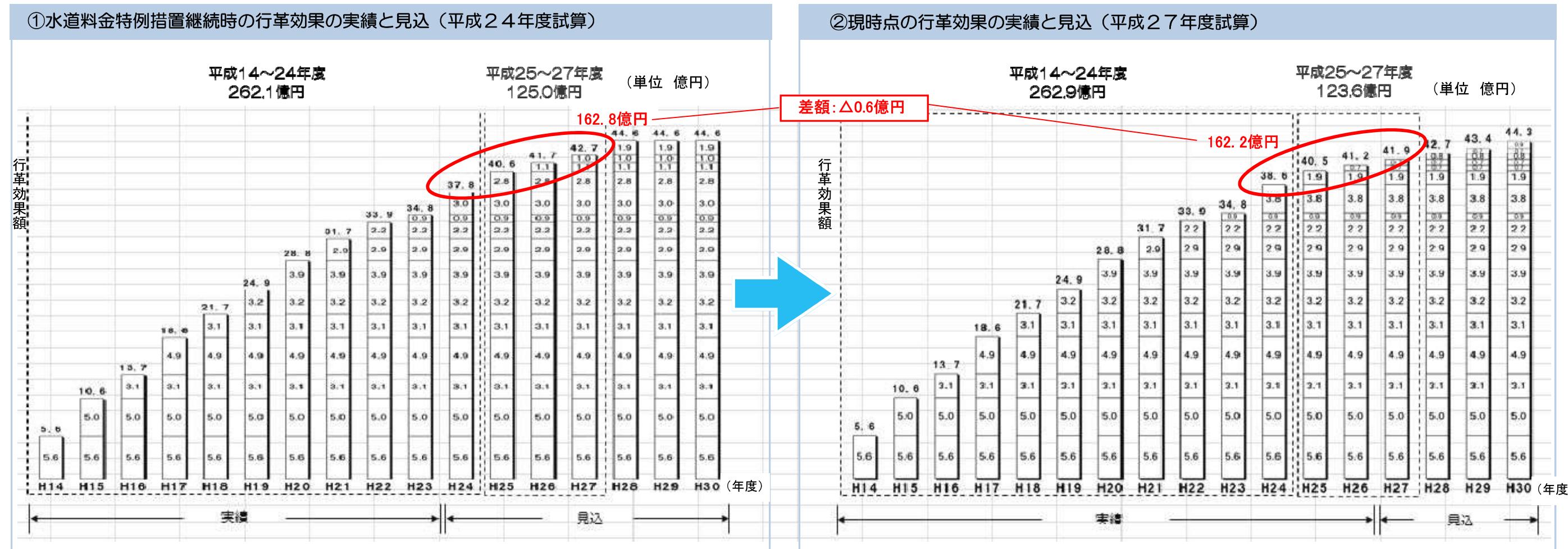
<①と②の行財政改革効果の額の比較>

	①	②	差引 (②-①)	備考
平成14年度～平成21年度	153.3億円	155.6億円	2.3億円	H21の見込みと実績の差
平成22年度～平成24年度	95.0億円	106.5億円	11.5億円	H22～H24計画と実績の差
計	248.3億円	262.1億円	13.8億円	

➡ 平成24年度時点で、行財政改革の効果が、当初計画を上回る効果（13.8億円）をあげたことから、水道料金特例措置を平成25年度から27年度までの3年間限定で継続することとした。

2. 50円還元措置の今後の取扱いについての検証

平成25年度から27年度までの3年間の行財政改革の取組は、計画通り進んでいる。



<①と②の行財政改革効果の額の比較>

	①	②	差引 (②-①)	備考
平成14年度～平成24年度	262.1億円	262.9億円	0.8億円	H24の見込みと実績の差
平成25年度～平成27年度	125.0億円	123.6億円	-1.4億円	H25～H27計画と実績の差
計	387.1億円	386.5億円	-0.6億円	

平成27年度時点で行財政改革効果は、計画通り推移している。
 (平成24年度試算額: 162.8億円 → 平成27年度試算額: 162.2億円)
 よって、再構築事業が完了した以降も行財政改革効果を管路更新延長増加分等に充當していく計画であることから、水道料金特例措置(50円還元)は終了する。

3. 財政状況への対応

(1) 計画で見込まれていた要因

建設改良費の増（東日本大震災を受け、危機管理対策を推進）

【配水管の年間更新延長の増加について】

再構築事業を開始した平成18年度の管路更新は、100年サイクル（更新率1.00）で実施していたが、管路の耐用年数を考慮した上で、平成30年度以降は、60年サイクル（更新率1.67）で更新する計画としていることから、更新延長を段階的に引き上げることに伴い費用が増加する。

→4.7（億円）／年のコスト増(H28～H32の5か年平均)

※平成27年度の更新費用を基準とする。

年度	更新延長(km)	更新費用(億円)
H27	37	35.4
H28	41	39.4
H29	41	39.4
H30	42	40.5
H31	42	40.5
H32	42	40.5

営業収益の増（水道料金特例措置の終了）

平成28年度から水道料金特例措置（50円還元）を終了することによる料金収入の増加額は、当初計画通り、管路更新延長増加等に充当する。

→4.5（億円）／年の収益増

(2) 計画で見込まれていなかった要因

労務単価の増等による建設改良費の増

・土木工事積算基準等の改定（平成27年5月）：

改定による水道工事費の増加率 +5.2%（平成26年度比）

・労務単価の改定（平成27年4月）：

単価の改定による全職種平均単価の増加率+4.2%（平成26年度比）

→5.2（億円）／年のコスト増

営業費用の減（企業団受水単価の減額改定）

平成28年度から企業団受水単価の減額改定（協議中）が実施されることにより、受水費が減額となる予定。

→5.2（億円）／年のコスト減

	現行料金 (円/m³)	改定案料金 (円/m³)	増減 (円/m³)	改定率 (%)	年間受水費増減額 (億円)
直営事業 基本料金	40.5	36.8	△ 3.7	△ 9.1	△6.8
直営事業 使用料金	12.5	14.0	1.5	12.0	1.6

△5.2

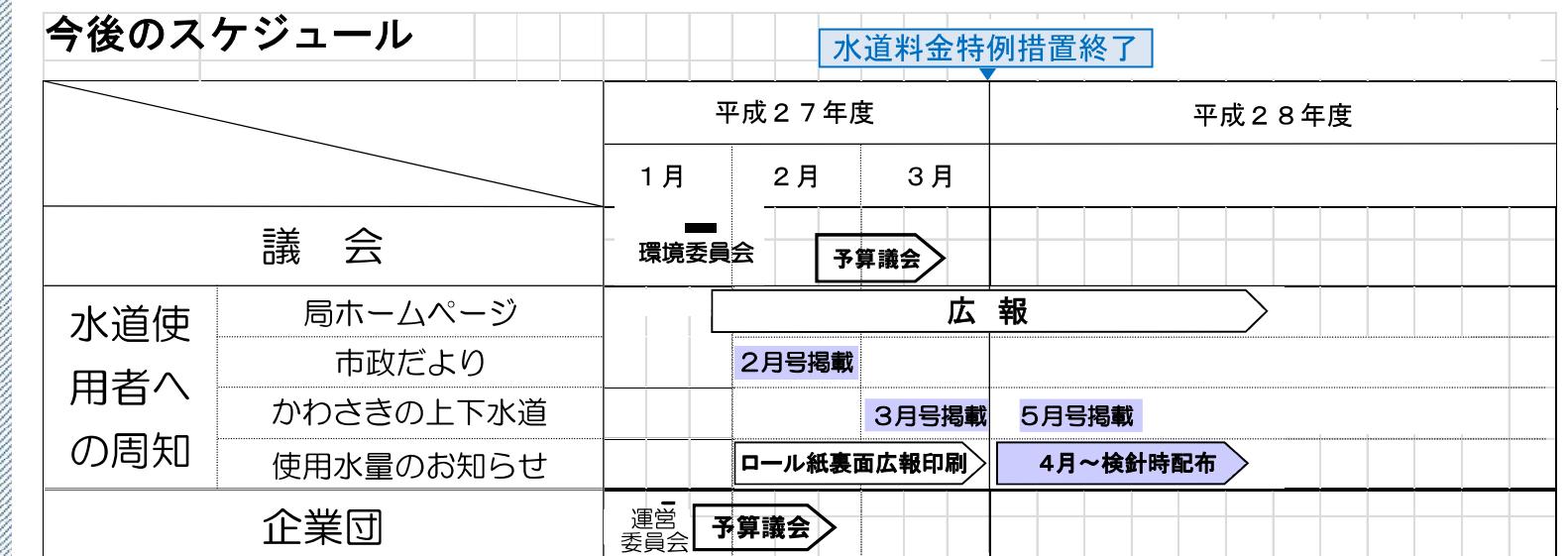
まとめ

平成24年度に水道料金特例措置（50円還元）を継続とした以降、行財政改革は計画通りで推移しており、50円還元終了後も行財政改革の効果を引き続き管路更新延長の増加分等に計画通り充当していく。

また、近年の労務単価の増等による建設改良費の増加分に対し、企業団受水費の軽減分を充当していく。

以上のことから、来年度以降も必要な施設整備をしっかりと行った上で、水道料金は現状維持とする。

今後のスケジュール



企業団水道用水供給料金の改定(案)について

1. 企業団水道用水供給料金の改定(案)に向けた考え方

(1) 安定供給の継続に必要な修繕・更新工事の着実な実施

- 将来にわたって安定供給を継続するため、施設のライフサイクルコスト縮減に努めつつ、老朽化対策及び施設耐震化を着実に実行する。

(2) 将来の資金需要を見据えた財政運営

- 管路の更新費用、ダム対策費用及び浄水場等の更新費用等、将来見込まれる費用負担に備え、経営効率化によるコスト圧縮努力、国庫補助制度の拡充要望、適正な起債管理に努める。

(3) 構成団体受水費負担の軽減

- 料金収入が遞減傾向にある構成団体の厳しい財政状況を勘案し、受水費負担の軽減を図る。

(4) 財政計画期間設定の考え方

- 「事業計画(H28~32年度)」と期間を同一とし、財政的な裏付けを確保する。
- 5か年にわたって財政状況を見通すことで、経営の安定化を図る。
- 料金算定期間を5か年に設定することによって、資本費の遞減効果を反映させる。

2. 企業団直営事業の料金単価の改定(案)の内容

料金改定率△6.2%、単年度約21.7億円の受水費軽減(直営事業)

◎料金算定期間：平成28年度～平成32年度

◎料金改定率：△6.2%

◎料金改定期限：平成28年4月1日

区分	現行料金 (円/m ³)	改定料金 (円/m ³)	増減	料金改定率 (%)	受水費軽減総額
直営事業	基本料金	40.5	36.8	△ 3.7	△6.2% 単年度当たり △約21.7 億円
	使用料金	12.5	14.0	+1.5	

3. 本市における料金改定の影響について

	改定前(H23～27年度) 受水費水準(百万円)(税抜)			改定後(H28～32年度) 受水費水準(百万円)(税抜)			増減額(百万円)	単年度増減額 (百万円)	改定率(%)
	直営基本 料金	直営使 用料金	合計	直営基本 料金	直営使 用料金	合計			
川崎市	37,391	6,641	44,032	33,975	7,438	41,413	△ 2,619	△ 524	△ 6.0

企業団の次期財政計画期間（H28～32年度）における料金単価の改定により、本市の企業団受水に係る費用は、**年間約5.2億円の負担軽減**となります。